

旅を通して友好都市金沢にエールを送ろう! かなざわ観光応援ツアー 参加者募集



岡めぐろ観光まちづくり協会
(☎5722-6850、☎5722-6891)

区と石川県金沢市は、平成29年に友好都市協定を締結し、さまざまな形で交流を行っています。

能登半島地震により影響を受けている金沢市の観光業を支援するツアーを実施します。詳細は、めぐろ観光まちづくり協会(☎コード①)をご覧ください。



時5月18日(土)~19日(日)。1泊2日。東京駅で集合・解散

内東京駅から新幹線で移動。ひがし茶屋街、兼六園、金沢城公園、近江町市場などを観光。金沢ニューブランドホテルプレミアに宿泊

対区内在住・在勤・在学者

定20人(区内在住者を優先して抽選)

¥宿泊・交通費など3万5千円(未就学児など参加希望の場合はお問い合わせください)

申専用☎(コード①)、ハガキ・FAX(かなざわ観光ツアー参加者募集と明記の上、住所、氏名(ふりがな)、電話・FAX、年齢、性別、在勤・在学者は所在地・名称、同伴者の氏名を記入)で、4月5日(必着)までに、めぐろ観光まちづくり協会(〒153-0051上目黒2-1-3 中目黒GT内、☎5722-6891)へ

4月から区の組織が変わります

岡企画経営課(☎5722-9106、☎5722-6134)

時代に即した持続可能で良質な行財政運営により、複雑・多様化する行政課題に適切に対応していくため、区の組織を見直します。主な変更内容は、下表のとおりです。

変更後の組織	変更理由
区民生活部 東部地区サービス 事務所 コミュニティ施設 管理係	全ての集会施設(貸室)をまとめて管理するため、コミュニティ施設管理係を新設します。
健康推進部 感染症対策課 予防接種係	予防接種業務と感染症対策業務を一体として捉え、予防接種係を保健予防課から感染症対策課へ移管します。併せて、新型コロナワクチンの予防接種が6年度から定期接種化されることに伴い、新型コロナ予防接種課の業務を予防接種係に統合し、新型コロナ予防接種課を廃止します。
都市整備部 建築課 耐震化促進・狭あい 道路整備係	狭あい道路整備に係る業務を建築課に一元化し、窓口のワンストップ化を図るため、都市整備課狭あい道路係の業務を建築課耐震化促進係に移管し、係名称を耐震化促進・狭あい道路整備係に変更します。
街づくり推進部 都市基盤整備課 都市基盤整備係 地域交通係	広域生活拠点の鉄道や都市計画道路といった都市基盤の整備について、現在複数の課が連携して行っている業務を1つの課に集約することで、より効率的・機動的な組織とするため、都市基盤整備課を新設します。 また、地域交通に係る業務は、みどり土木政策課から都市基盤整備課に移管します。

高 後期高齢者医療制度の 保険料率が改定されます

岡国保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838、☎5722-9339)

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。この保険料は制度を支える大切な財源です。保険料率の改定は東京都後期高齢者医療広域連合が行い、区市町村では決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を送付しています。

保険料率は、都内全ての区市町村で同じです。

保険料率の変更

6・7年度の保険料は次のように計算されます(所得が低いかたなどは、均等割額・所得割額の軽減措置あり)。

	保険料(年額)	均等割額	所得割額
4・5年度	限度額66万円	46,400円	所得金額(※2)×9.49%
6年度	限度額80万円(※1)	47,300円	所得金額(※2)×9.67%(※3)
7年度	限度額80万円	47,300円	所得金額(※2)×9.67%

- ※1 昭和24年3月31日以前に生まれたかたなどは、6年度に限り、限度額が73万円
- ※2 前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)
- ※3 所得金額(※2)が58万円以下のかたは、6年度に限り、所得割率が8.78%

特別徴収(年金からの引き落とし)のかた

4月からの保険料額をお知らせする、後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)決定通知書を3月中旬に送付します。

※普通徴収(納付書・口座振替での納付)のかたの保険料は、7月から納付になります。7月中旬に保険料賦課決定通知書を送付します

子 新小学・高校1年生になる 年代のかたへ 新しい医療証を送付します

岡子育て支援課手当・医療係(☎5722-9864、☎5722-9328)

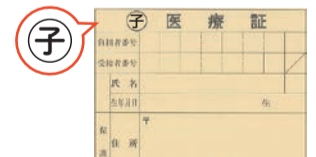
4月以降、医療機関にかかる際は、必ず新しい医療証を提示してください。また、初めて乳幼児・子ども・高校生等医療証の交付を受けるには、申請が必要です。申請方法など詳細は、区☎(コード②)をご覧ください。すでに乳幼児・子ども・高校生等医療証をお持ちのかたは、手続き不要です。

子ども医療証の各種届け出はオンラインで申請ができます。子どもの加入健康保険が変更した際などにご活用ください。



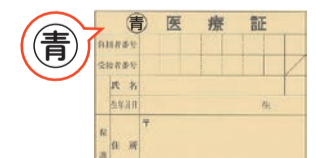
子 新小学1年生になるかたへ

4月から使用する子ども医療証(右画像)を、3月末に送付します。



青 3月に中学校を卒業するかたへ

4月から使用する高校生等医療証(右画像)を、3月末に送付します。



5年4月から、高校生等医療費助成制度が開始しています。高校生等医療証を申請されていないかた(新高校3年生)は申請が必要です。国内の健康保険に加入する16~18歳の区内在住者で、就労や婚姻をしている場合も対象です。